

熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県政務活動費の交付に関する条例（平成24年熊本県条例第86号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派届等)

第2条 条例第5条第1項の会派届は、別記第1号様式とする。

2 条例第5条第2項の会派変更届は、別記第2号様式とする。

3 条例第5条第3項の会派解散届は、別記第3号様式とする。

(交付決定通知書等)

第3条 条例第7条第3項の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（別記第4号様式）、政務活動費変更交付決定通知書（別記第5号様式）又は政務活動費交付取消決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

(交付の請求)

第4条 条例第9条第1項の規定による政務活動費の請求は、政務活動費交付請求書（別記第7号様式）により行うものとする。

(政務活動費経理責任者)

第5条 条例第10条に規定する政務活動費経理責任者は一の会派につき2人（所属議員が1人である会派にあっては、1人）とする。

(収支報告書)

第6条 条例第12条第1項に規定する議長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条に規定する経費に係る支出の内訳

(2) 収支報告書において残余がある場合における当該残額の返還予定日

2 条例第12条第1項の収支報告書は、政務活動費収支報告書（別記第8号様式）とする。

(収支報告書等の閲覧)

第7条 条例第14条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 前項の収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で執務時間中にしなければならない。

3 収支報告書等は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。

4 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆、複写、写真撮影等の行為をしてはならない。

5 前3項の規定に違反する者に対しては、議長は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を

禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、第1項の収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

(一般選挙後の措置)

第8条 条例の規定により議長が行う事務については、一般選挙後議長が選挙されるまでの間は、議会事務局長が行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の別記第8号様式の規定は、この告示の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(平成25年3月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の熊本県政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に熊本県政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月12日議会告示第2号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年3月19日議会告示第4号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

会 派 届

年 月 日

熊本県議会議長 様

会派の名称
代表者の氏名

熊本県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	会派の名称			
2	代表者の氏名			
3	会派を結成した日	年	月	日
4	所属議員の 数及び氏名	数	人	
		氏名		
5	交付の方法	<input type="checkbox"/> 会派に交付		
		<input type="checkbox"/> 議員に交付		
		<input type="checkbox"/> 会派及び議員に交付		
		会派（1人当たりの月額）	円	人
		議員（1人当たりの月額）	円	人
		会派（1人当たりの月額）	円	人
議員（1人当たりの月額）	円	人		
5	交付の方法	会派（1人当たりの月額）	円	人
		議員（1人当たりの月額）	円	人
		会派（1人当たりの月額）	円	人
5	交付の方法	議員（1人当たりの月額）	円	人
		会派（1人当たりの月額）	円	人
6	政務活動費経理 責任者の氏名			

- 備考
- 1 交付の方法の欄には、いずれか該当する□内にレ印を記入してください。この場合において、会派及び議員に交付する方法を採る場合は、会派及び議員に交付する額を記入してください。
 - 2 会派及び議員に交付する方法を採る場合において、交付の方法が一律でない場合には、議員毎の交付方法を記入した一覧表を添付してください。
 - 3 政務活動費経理責任者の氏名の欄には、議員に交付する方法を採る会派にあっては、記入する必要はありません。
 - 4 政務活動費経理責任者の氏名の欄には2人記入してください。所属議員が1人である会派にあっては、1人で構いません。

別記第2号様式（第2条関係）

会 派 変 更 届

年 月 日

熊本県議会議長 様

会派の名称
代表者の氏名

次の事項について、 年 月 日に変更がありましたので、熊本県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により届け出ます。

変 更 事 項	新	旧
1 会派の名称		
2 代表者の氏名		
3 所属議員 の	数 人	人
	氏名	
4 交付の方法	<input type="checkbox"/> 会派に交付 <input type="checkbox"/> 議員に交付 <input type="checkbox"/> 会派及び議員に交付 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人) 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人) 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人)	<input type="checkbox"/> 会派に交付 <input type="checkbox"/> 議員に交付 <input type="checkbox"/> 会派及び議員に交付 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人) 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人) 会派(1人当たりの月額) (円 人) 議員(1人当たりの月額) (円 人)
5 政務活動費経理 責任者の氏名		

- 備考
- 1 変更に係る事項についてのみ記入してください。
 - 2 交付の方法の欄には、いずれか該当する□内にレ印を記入してください。
この場合において、会派及び議員に交付する方法を採る場合は、会派及び議員に交付する額を記入してください。また、交付の方法が一律でない場合には、議員毎の交付方法を記入した一覧表を添付してください。

別記第3号様式（第2条関係）

会 派 解 散 ・ 消 滅 届

年 月 日

熊本県議会議長

様

会派の名称

代表者の氏名

熊本県政務活動費の交付に関する条例第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散又は消滅した会派の名称
- 2 解散又は消滅した年月日
- 3 解散又は消滅した理由

別記第4号様式（第3条関係）

政務活動費交付決定通知書

年 月 日

様

熊本県知事



熊本県政務活動費の交付に関する条例第7条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり 年度の政務活動費の交付の決定をしたので通知します。

- | | | | | | |
|---|-------|---|-----|---|-------|
| 1 | 交付決定額 | | | | 円 |
| 2 | 内 訳 | | | | |
| | | 年 | 月分～ | 年 | 月分（円） |
| | | 年 | 月分～ | 年 | 月分（円） |
| | | 年 | 月分～ | 年 | 月分（円） |
| | | 年 | 月分～ | 年 | 月分（円） |

別記第5号様式（第3条関係）

政務活動費変更交付決定通知書

年 月 日

様

熊本県知事



熊本県政務活動費の交付に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり 年
度の政務活動費の変更交付の決定をしたので通知します。

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 変更前の交付決定額 円
- 3 変更理由

4 変更後の交付決定額の内訳

年 月分～	年 月分（	円）
年 月分～	年 月分（	円）
年 月分～	年 月分（	円）
年 月分～	年 月分（	円）

別記第6号様式（第3条関係）

政務活動費交付取消決定通知書

年 月 日

様

熊本県知事



熊本県政務活動費の交付に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり 年
度の政務活動費の交付の決定を取り消したので通知します。

1 取り消した額 円

2 取消理由

3 取り消した額の内訳

別記第7号様式（第4条関係）

政務活動費交付請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者〔会派にあつては名称及び代表者の氏名〕
〔議員にあつては氏名〕

年 月 日付けをもって交付（変更交付）の決定のありました 年度の政務活動費の交付については、熊本県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 請求の内容

年 月分～ 年 月分

（振込口座）

金融機関名	支店
預金種別	当座・普通
口座番号	
(ふりがな) 口座名義人	

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ
---------	----------------

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

年 月 日

熊本県議会議長

様

会派にあつては名称及び代表者の氏名

議員にあつては氏名

年度政務活動費収支報告について

熊本県政務活動費の交付に関する条例第12条（第1項・第2項）の規定により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書等を提出します。

年度政務活動費収支報告書

1 収 入 政務活動費 円
 2 支 出

経 費	支出額 (単位：円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 広 聴 費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 額 (円)

4 政務活動費経理責任者の氏名

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。